

# 下水道に関する法規制について

～下水道への排水の適正な維持管理に向けて～

[http://www.city.kita](http://www.city.kita-kyushu.lg.jp/suidou/s01400004.html)



[kyushu.lg.jp/suidou/s01400004.html](http://www.city.kita-kyushu.lg.jp/suidou/s01400004.html)

↑届出様式の取得はこちらから

令和7年11月13日  
上下水道局 水質管理課

# 目次

---

- 1 下水道法と下水排除基準について
- 2 特定事業場の義務
- 3 立入検査について
- 4 主な罰則

# 下水道法の概要 (下水道法と他法令の関係)

基本理念

環境基本法

環境基準

基準項目  
基準値の指標

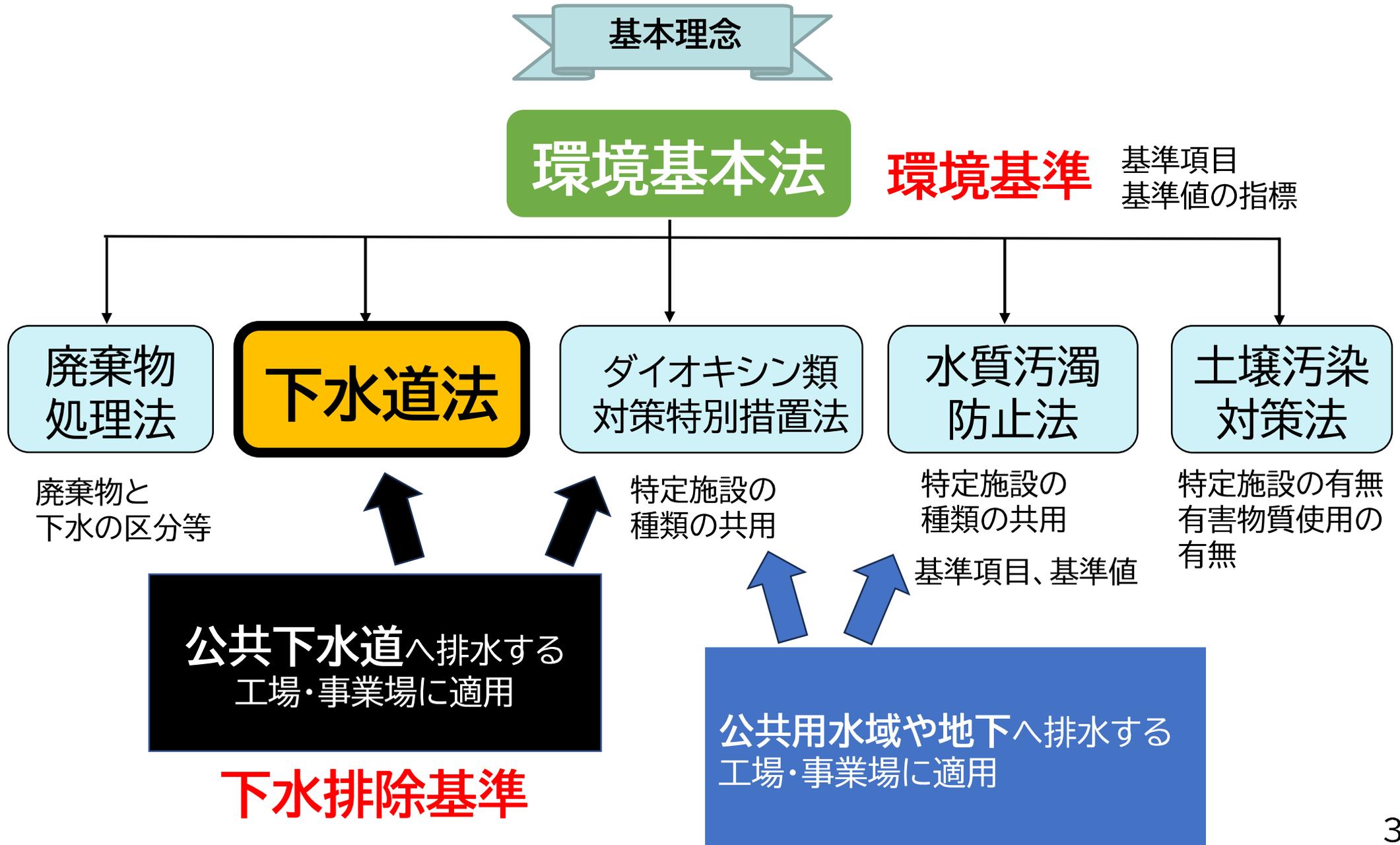
人の健康の保護



生活環境の保全



# 下水道法の概要 (下水道法と他法令の関係)



# 浄化センターのしくみ

## 【沈砂池】

下水の中にある大きなごみや砂を取り除く

## 【最初沈殿池】

沈砂池では沈まなかった細かい汚れを、時間をかけて沈める

## 【反応タンク】

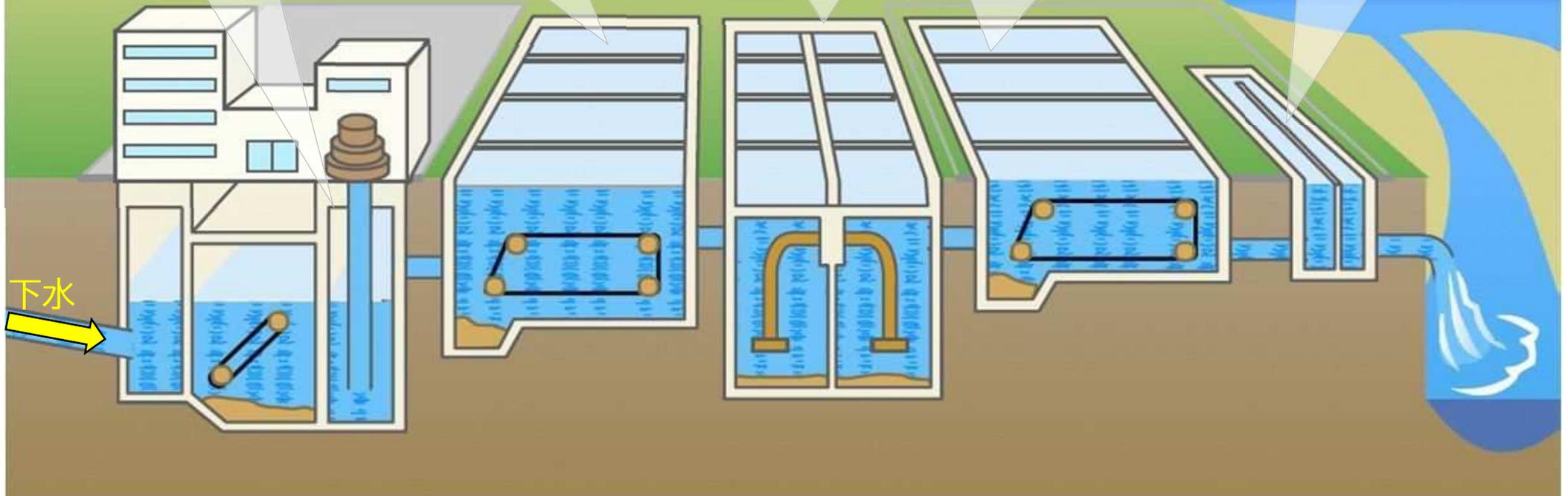
微生物が下水の汚れを食べる

## 【最終沈殿池】

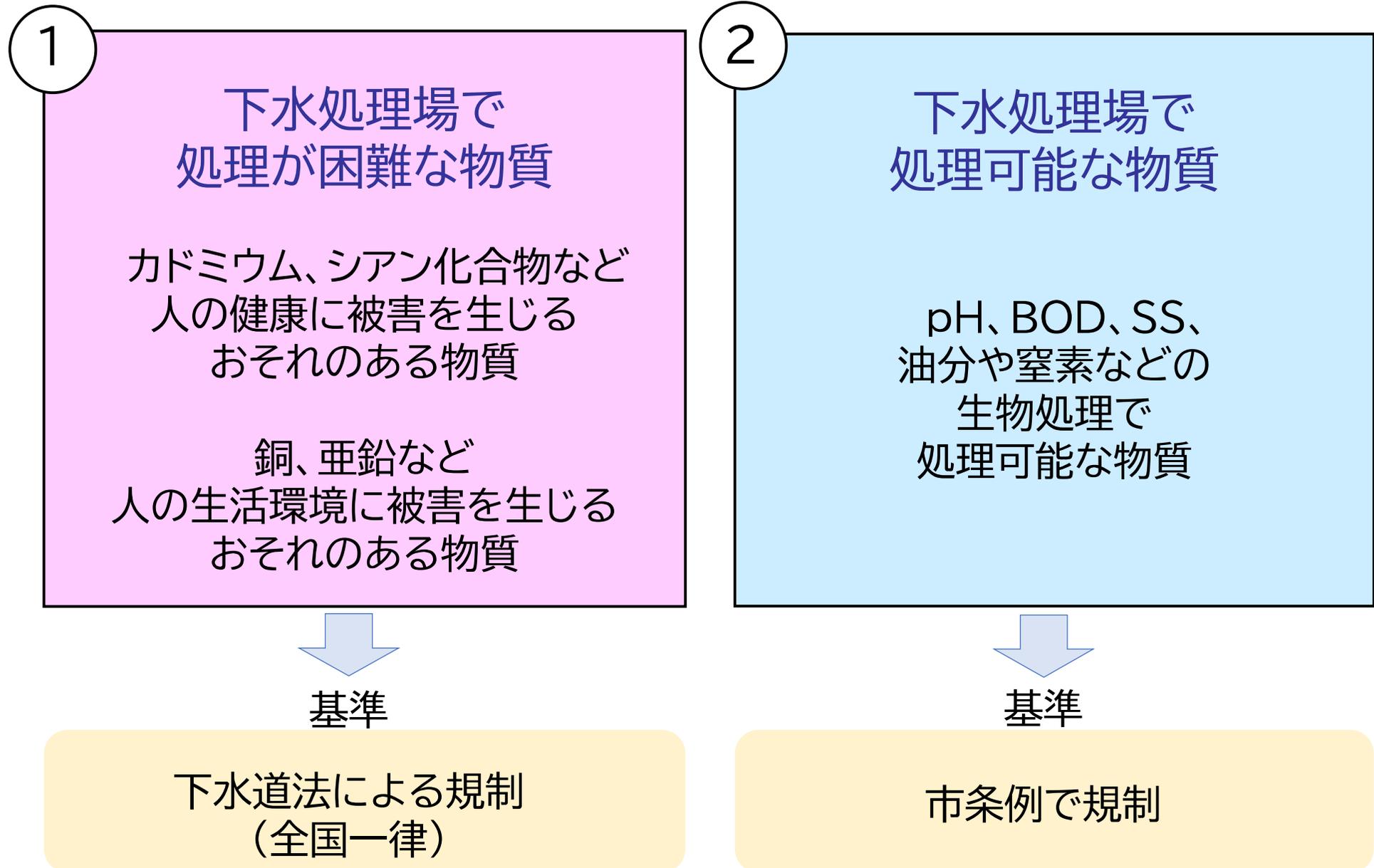
汚れを食べて大きくなった微生物が沈み、水がきれいになる

## 【消毒槽】

きれいになった水をさらに塩素で消毒し、川や海に流す



# 下水排除基準について (下水排除基準の概要)



# 下水排除基準について (北九州市の下水排除基準①)

工場・事業場排水の手引き

～ 公共下水道を使用する事業者の方へ ～

令和 7年 7月

北九州市上下水道局

下水排除基準は、  
P2～3ページに掲載

# 下水排除基準について (北九州市の下水排除基準①)

物質名又は項目	対象		特 定 事 業 場			特定事業場以外の工場・事業場						
	排水量		50m <sup>3</sup> /日未満		50m <sup>3</sup> /日以上		1250m <sup>3</sup> /月未満		1250~5000m <sup>3</sup> /月		5000m <sup>3</sup> /月以上	
	1250m <sup>3</sup> /月未満	1250~5000m <sup>3</sup> /月	1250m <sup>3</sup> /月未満	1250~5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月以上	1250m <sup>3</sup> /月未満	1250~5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月以上				
カドミウム及びその化合物	0.03 以下					0.03 以下						
シアン化合物	1 以下					1 以下						
有機リン化合物	1 以下					1 以下						
鉛及びその化合物	0.1 以下					0.1 以下						
六価クロム化合物	0.2 以下					0.2 以下						
砒素及びその化合物	0.1 以下					0.1 以下						
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 以下					0.005 以下						
アルキル水銀化合物	検出されないこと					検出されないこと						
ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下					0.003 以下						
トリクロロエチレン	0.1 以下					0.1 以下						
テトラクロロエチレン	0.1 以下					0.1 以下						
ジクロロメタン	0.2 以下					0.2 以下						
四塩化炭素	0.02 以下					0.02 以下						
1,2-ジクロロエタン	0.04 以下					0.04 以下						
1,1-ジクロロエチレン	1 以下					1 以下						
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下					0.4 以下						
1,1,1-トリクロロエタン	3 以下					3 以下						
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下					0.06 以下						
1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下					0.02 以下						
チウラム	0.06 以下					0.06 以下						
シマジン	0.03 以下					0.03 以下						
チオベンカルブ	0.2 以下					0.2 以下						
ベンゼン	0.1 以下					0.1 以下						
セレン及びその化合物	0.1 以下					0.1 以下						
ほう素及びその化合物	10 以下 (海域外) 230 以下 (海域)					10 以下 (海域外) 230 以下 (海域)						
ふっ素及びその化合物	8 以下 (海域外) 15 以下 (海域)					8 以下 (海域外) 15 以下 (海域)						
1,4-ジオキサン	0.5 以下					0.5 以下						
ダイオキシン類	10 以下					10 以下						
フェノール類	5 以下		5 以下		5 以下		5 以下		5 以下			
銅及びその化合物	3 以下		3 以下		3 以下		3 以下		3 以下			
亜鉛及びその化合物	2 以下		2 以下		2 以下		2 以下		2 以下			
鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下		10 以下		10 以下		10 以下			
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下		10 以下		10 以下		10 以下			
クロム及びその化合物	2 以下		2 以下		2 以下		2 以下		2 以下			
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1500**以下	1500以下	—*	1500**以下	1500 以下	600 以下	—*	1500 以下	600 以下			
浮遊物質(S S)	—	1500以下	—	1500 以下	600 以下	—	1500 以下	600 以下				
水素イオン濃度(pH)	5 以上10.5 以下		5以上 10.5以下		5以上 9以下		5 以上10.5 以下		5以上 9以下			
ノルマルヘキサン 鉱油類	20 以下	5 以下	20 以下	5 以下		20 以下		5 以下				
抽出物質含有量 動植物油脂類	—***	150 以下	—***	150 以下	30 以下	—***	150 以下	30 以下				
窒素含有量	—***	600 以下	—***	600 以下	240 以下	—***	600 以下	240 以下				
リン含有量	—***	80 以下	—***	80 以下	32 以下	—***	80 以下	32 以下				
温度(℃)	45 未満		45 未満		45 未満		45 未満		45 未満			
沃素消費量	220 未満		220 未満		220 未満		220 未満		220 未満			

(注意)

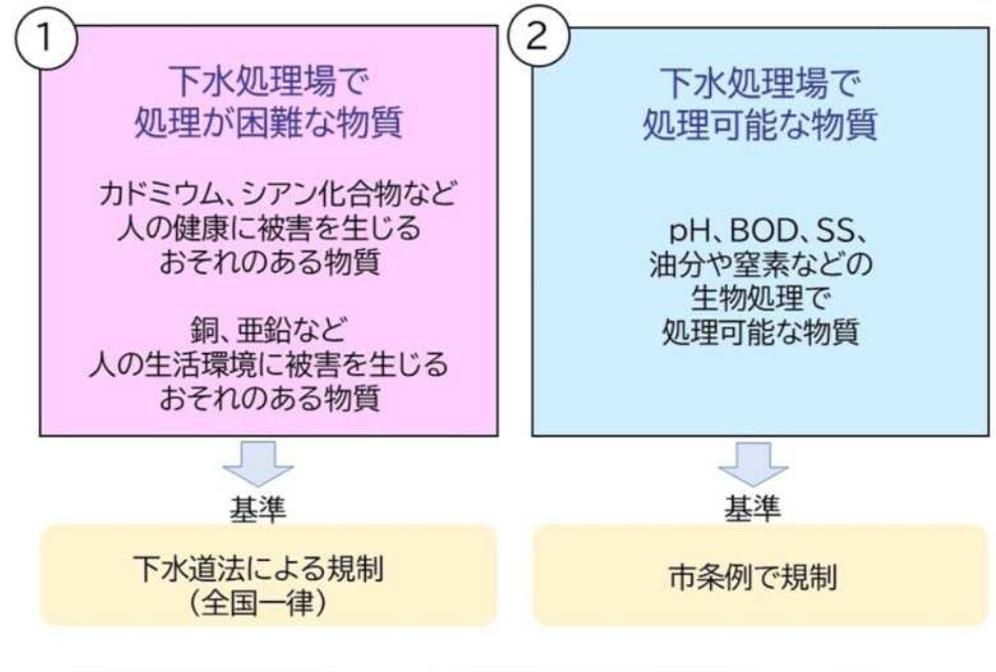
- 単位は、pH、温度及びダイオキシン類を除き、すべて mg/Lである。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/Lである。
- 特定事業場に対する月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてである。
- は、直罰に係る水質基準である。

\* 農水産物の生産、加工(食用又は飲用に供するものに限る。)又は調理に伴う天然由来の有機物から成る汚水(酒類製造業等の蒸留廃液を除く。)の場合  
 \*\* 上記\*以外の汚水の場合  
 \*\*\* 終末処理場放流水が、総量規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く。

# 下水排除基準について (北九州市の下水排除基準①)

対象 物質名又は項目	特 定 事 業 場					特定事業場以外の工場・事業場		
	50m <sup>3</sup> /日未満		50m <sup>3</sup> /日以上			1250m <sup>3</sup> /月 未満	1250~ 5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月 以上
	1250m <sup>3</sup> /月 未満	1250~ 5000m <sup>3</sup> /月	1250m <sup>3</sup> /月 未満	1250~ 5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月 以上			
カドミウム及びその化合物	0.03 以下					0.03 以下		
シアン化合物	1 以下					1 以下		
有機燐化合物	1 以下					1 以下		
鉛及びその化合物	0.1 以下					0.1 以下		
六価クロム化合物	0.2 以下					0.2 以下		
砒素及びその化合物	0.1以下					0.1 以下		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 以下					0.005 以下		
アルキル水銀化合物	検出されないこと					検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下					0.003 以下		
トリクロロエチレン	0.1 以下					0.1 以下		
テトラクロロエチレン	0.1 以下					0.1 以下		
ジクロロメタン	0.2 以下					0.2 以下		
四塩化炭素	0.02 以下					0.02 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.04 以下					0.04 以下		
1,1-ジクロロエチレン	1 以下					1 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下					0.4 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	3 以下					3 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下					0.06 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下					0.02 以下		
チウラム	0.06 以下					0.06 以下		
シマジン	0.03 以下					0.03 以下		
チオベンカルブ	0.2 以下					0.2 以下		
ベンゼン	0.1 以下					0.1 以下		
セレン及びその化合物	0.1 以下					0.1 以下		
ほう素及びその化合物	10 以下 (海域外)		230 以下 (海域)			10 以下 (海域外)		230 以下 (海域)
ふっ素及びその化合物	8 以下 (海域外)		15 以下 (海域)			8 以下 (海域外)		15 以下 (海域)
1,4-ジオキサン	0.5 以下					0.5 以下		
ダイオキシン類	10 以下					10 以下		
フェノール類	5 以下		5 以下			5 以下		
銅及びその化合物	3 以下		3 以下			3 以下		
亜鉛及びその化合物	2 以下		2 以下			2 以下		
鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下			10 以下		
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下			10 以下		
クロム及びその化合物	2 以下		2 以下			2 以下		
生物化学的酸素要求量 (BOD)	1500**以下	1500以下	—*	1500 以下	600 以下	—*	1500 以下	600 以下
浮遊物質 (SS)	—	1500以下	—	1500 以下	600 以下	—	1500 以下	600 以下
水素イオン濃度 (pH)	5 以上10.5 以下		5以上 10.5以下	5以上 10.5以下	5以上 9以下	5 以上10.5 以下		5以上 9以下
ノルマルヘキサン	20 以下	5 以下	20 以下	5 以下		20 以下	5 以下	
抽出物質含有量	—***	150 以下	—***	150 以下	30 以下	—***	150 以下	30 以下
窒素含有量	—***	600 以下	—***	600 以下	240 以下	—***	600 以下	240 以下
燐含有量	—***	80 以下	—***	80 以下	32 以下	—***	80 以下	32 以下
温度(℃)	45 未満		45 未満			45 未満		
沃素消費量	220 未満		220 未満			220 未満		

## 下水排除基準について (下水排除基準の概要)



(注意)  
 1. 単位は、pH、温度及びダイオキシン類を除き、すべて mg/Lである。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/Lである。  
 2. 特定事業場に対する月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてである。  
 3. □ は、直割に係る水質基準である。

\* 農水産物の生産、加工(食用又は飲用に供するものに限る。)又は調理に伴う天然由来の有機物から成る汚水(酒類製造業等の蒸留廃液を除く。)の場合  
 \*\* 上記\*以外の汚水の場合  
 \*\*\* 終末処理場放流水が、総量規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く。

# 下水排除基準について (北九州市の下水排除基準①)

特定事業場					特定事業場以外の工場・事業場		
50m <sup>3</sup> /日未満		50m <sup>3</sup> /日以上			1250m <sup>3</sup> /月 未満	1250～ 5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月 以上
1250m <sup>3</sup> /月 未満	1250～ 5000m <sup>3</sup> /月	1250m <sup>3</sup> /月 未満	1250～ 5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月 以上			
<p><b>人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設を特定施設という。</b>  <b>特定施設を設置する工場又は事業場を特定事業場という。</b></p>					0.1 以下		
					0.2 以下		
					0.1 以下		
					0.005 以下		
					検出されないこと		
					0.003 以下		
					0.1 以下		
					0.1 以下		
					0.2 以下		
					0.02 以下		
					0.04 以下		
					0.1 以下		
					0.1 以下		
					0.2 以下		
0.02 以下							
0.04 以下							

物質名又は項目	排水量	特 定 事 業 場					特定事業場以外の工場・事業場		
		50m <sup>3</sup> /日未満		50m <sup>3</sup> /日以上			1250m <sup>3</sup> /月 未満	1250~ 5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月 以上
		1250m <sup>3</sup> /月 未満	1250~ 5000m <sup>3</sup> /月	1250m <sup>3</sup> /月 未満	1250~ 5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月 以上			
カドミウム及びその化合物		0.03 以下					0.03 以下		
シアン化合物		1 以下							
有機燐化合物		1 以下							
鉛及びその化合物		0.1 以下							
六価クロム化合物		0.2 以下							
砒素及びその化合物		0.1以下							
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 以下							
アルキル水銀化合物		検出されないこと							
ポリ塩化ビフェニル		0.003 以下							
トリクロロエチレン		0.1 以下							
テトラクロロエチレン		0.1 以下					0.1 以下		
ジクロロメタン		0.2 以下					0.2 以下		
四塩化炭素		0.02 以下					0.02 以下		
1,2-ジクロロエタン		0.04 以下					0.04 以下		
1,1-ジクロロエチレン		1 以下					1 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 以下					0.4 以下		
1,1,1-トリクロロエタン		3 以下					3 以下		
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 以下					0.06 以下		
1,3-ジクロロプロパン		0.02 以下					0.02 以下		
チウラム		0.06 以下					0.06 以下		
シマジン		0.03 以下					0.03 以下		
チオベンカルブ		0.2 以下					0.2 以下		
ベンゼン		0.1 以下					0.1 以下		
セレン及びその化合物		0.1 以下					0.1 以下		
ほう素及びその化合物		10 以下 (海域外)		230 以下 (海域)			10 以下 (海域外)		230 以下 (海域)
ふっ素及びその化合物		8 以下 (海域外)		15 以下(海域)			8 以下 (海域外)		15 以下(海域)
1,4-ジオキサン		0.5 以下					0.5 以下		
ダイオキシン類		10 以下					10 以下		

特定事業場にかかる  
下水排除基準

有害物質

	シマジン	0.03 以下				0.03 以下				
	チオベンカルブ	0.2 以下				0.2 以下				
	ベンゼン	0.1 以下				0.1 以下				
	セレン及びその化合物	0.1 以下				0.1 以下				
	ほう素及びその化合物	10 以下 (海域外) 230 以下 (海域)				10 以下 (海域外) 230 以下 (海域)				
	ふっ素及びその化合物	8 以下 (海域外) 15 以下 (海域)				8 以下 (海域外) 15 以下 (海域)				
	1,4-ジオキサン	0.5 以下				0.5 以下				
	ダイオキシン類	10 以下				10 以下				
生活環境項目等	フェノール類	5 以下		5 以下		5 以下		5 以下		
	銅及びその化合物	3 以下		3 以下		3 以下		3 以下		
	亜鉛及びその化合物	2 以下		2 以下		2 以下		2 以下		
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下		10 以下		10 以下		
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下		10 以下		10 以下		
	クロム及びその化合物	2 以下		2 以下		2 以下		2 以下		
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	1500**以下	1500以下	—*	1500以下	600 以下	1500**以下	1500 以下	600 以下	
	浮遊物質 (SS)	—	1500以下	—	1500 以下	600 以下	—	1500 以下	600 以下	
	水素イオン濃度 (pH)	5 以上10.5 以下		5以上 10.5以下	5以上 10.5以下	5以上 9以下	5 以上10.5 以下		5以上 9以下	
	目	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	20 以下	5 以下	20 以下	5 以下		20 以下	5 以下	
		鉍油類 動植物油脂類	—***	150 以下	—***	150 以下	30 以下	—***	150 以下	30 以下
	等	窒素含有量	—***	600 以下	—***	600 以下	240 以下	—***	600 以下	240 以下
		燐含有量	—***	80 以下	—***	80 以下	32 以下	—***	80 以下	32 以下
	温度(°C)	45 未満		45 未満		45 未満		45 未満		
	沃素消費量	220 未満		220 未満		220 未満		220 未満		

**直罰規定**

↓

**違反すると  
直ちに罰則の対象**

- (注意)
1. 単位は、pH、温度及びダイオキシン類を除き、すべて mg/Lである。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/Lである。
  2. 特定事業場に対する月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてである。
  3.    は、直罰に係る水質基準である。

\* 農水産物の生産、加工(食用又は飲用に供するものに限る。)又は調理に伴う天然由来の有機物から成る汚水(酒類製造業等の蒸留廃液を除く。)の場合

\*\* 上記\*以外の汚水の場合

\*\*\* 終末処理場放流水が、総量規制基準を遵守できなくなるおそれがある場合を除く。

物質名又は項目	排水量	特 定 事 業 場					特定事業場以外の工場・事業場		
		50m <sup>3</sup> /日未満		50m <sup>3</sup> /日以上			1250m <sup>3</sup> /月 未満	1250~ 5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月 以上
		1250m <sup>3</sup> /月 未満	1250~ 5000m <sup>3</sup> /月	1250m <sup>3</sup> /月 未満	1250~ 5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月 以上			
カドミウム及びその化合物			0.03 以下				0.03 以下		
シアン化合物			1 以下						
有機燐化合物			1 以下						
鉛及びその化合物			0.1 以下						
六価クロム化合物			0.2 以下						
砒素及びその化合物			0.1以下						
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物			0.005 以下						
アルキル水銀化合物			検出されないこと						
ポリ塩化ビフェニル			0.003 以下				0.003 以下		
トリクロロエチレン			0.1 以下				0.1 以下		
テトラクロロエチレン			0.1 以下				0.1 以下		
ジクロロメタン			0.2 以下				0.2 以下		
四塩化炭素			0.02 以下				0.02 以下		
1,2-ジクロロエタン			0.04 以下				0.04 以下		
1,1-ジクロロエチレン			1 以下				1 以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.4 以下				0.4 以下		
1,1,1-トリクロロエタン			3 以下				3 以下		
1,1,2-トリクロロエタン			0.06 以下				0.06 以下		
1,3-ジクロロプロパン			0.02 以下				0.02 以下		
チウラム			0.06 以下				0.06 以下		
シマジン			0.03 以下				0.03 以下		
チオベンカルブ			0.2 以下				0.2 以下		
ベンゼン			0.1 以下				0.1 以下		
セレン及びその化合物			0.1 以下				0.1 以下		
ほう素及びその化合物			10 以下 (海域外)	230 以下 (海域)			10 以下 (海域外)	230 以下 (海域)	
ふっ素及びその化合物			8 以下 (海域外)	15 以下 (海域)			8 以下 (海域外)	15 以下 (海域)	
1,4-ジオキサン			0.5 以下				0.5 以下		
ダイオキシン類			10 以下				10 以下		

**流量により  
基準が異なる**

	シマジン	0.03 以下					0.03 以下			
	チオベンカルブ	0.2 以下					0.2 以下			
	ベンゼン	0.1 以下					0.1 以下			
	セレン及びその化合物	0.1 以下					0.1 以下			
	ほう素及びその化合物	10 以下 (海域外) 230 以下 (海域)					10 以下 (海域外) 230 以下 (海域)			
	ふっ素及びその化合物	8 以下 (海域外) 15 以下 (海域)					8 以下 (海域外) 15 以下 (海域)			
	1,4-ジオキサン	0.5 以下					0.5 以下			
	ダイオキシン類	10 以下					10 以下			
生活環境項目等	フェノール類	5 以下		5 以下			5 以下			
	銅及びその化合物	3 以下		3 以下			3 以下			
	亜鉛及びその化合物	2 以下		2 以下			2 以下			
	鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下			10 以下			
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下		10 以下			10 以下			
	クロム及びその化合物	2 以下		2 以下			2 以下			
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1500**以下	1500以下	—*	1500 以下	600 以下	1500**以下	1500 以下	600 以下	
	浮遊物質(S S)	—	1500以下	—	1500 以下	600 以下	—	1500 以下	600 以下	
	水素イオン濃度(pH)	5 以上10.5 以下		5以上 10.5以下	5以上 10.5以下	5以上 9以下	5 以上10.5 以下		5以上 9以下	
	目	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	20 以下	5 以下	20 以下	5 以下		20 以下	5 以下	
		鉍油類 動植物油脂類	—***	150 以下	—***	150 以下	30 以下	—***	150 以下	30 以下
	等	窒素含有量	—***	600 以下	—***	600 以下	240 以下	—***	600 以下	240 以下
		燐含有量	—***	80 以下	—***	80 以下	32 以下	—***	80 以下	32 以下
	温度(°C)	45 未満		45 未満			45 未満			
	沃素消費量	220 未満		220 未満			220 未満			

(注意)

1. 単位は、pH、温度及びダイオキシン類を除き、すべて mg/Lである。ただし、ダイオキシン類の単位は、pg-TEQ/Lである。
2. 特定事業場に対する月間排水量の適用は、BOD以下の項目についてである。
3.   は、直罰に係る水質基準である。

- \* 農水産物の生産、加工(食用又は飲用に  
\*\* 上記\*以外の汚水の場合  
\*\*\* 終末処理場放流水が、総量規制基準を達

特 定 事 業 場				
50m <sup>3</sup> /日未満		50m <sup>3</sup> /日以上		
1250m <sup>3</sup> /月未満	1250~5000m <sup>3</sup> /月	1250m <sup>3</sup> /月未満	1250~5000m <sup>3</sup> /月	5000m <sup>3</sup> /月以上

製造業等の蒸留廃液を除く。)の場合

# 目次

---

- 1 下水道法と下水排除基準について
- 2 特定事業場の義務**
- 3 立入検査について
- 4 主な罰則

# 特定事業場の義務(4つの義務)

排除基準遵守  
の義務  
(法第12条の2)

届出の義務  
(法第12条の3,4,7,8)

事故時の措置  
(法第12条の9)

水質測定  
の義務  
(法第12条の12)



# グリーストラップ

清掃頻度は目安

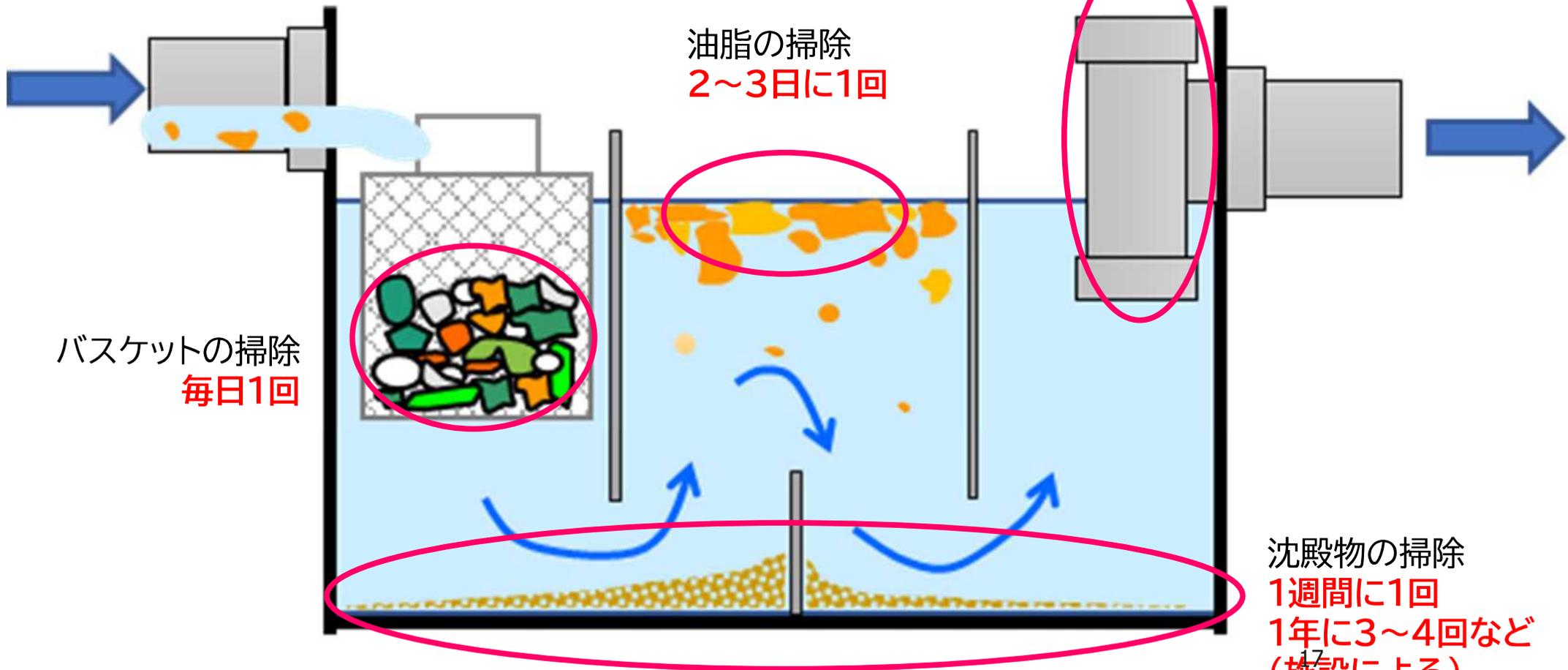
トラップ管の掃除  
2~3か月に1回

油脂の掃除  
2~3日に1回

バスケットの掃除  
毎日1回

沈殿物の掃除  
1週間に1回  
1年に3~4回など  
(施設による)

掃除しないとうまく機能しなくなるので、日常管理がとても重要



# 特定事業場の義務(水質測定の義務)

## 水質測定の義務(法第12条の12)



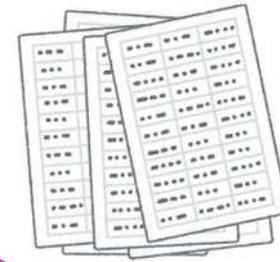
### 排水の水質測定の実施

#### 【測定頻度】

pHは1回/日、BODは1回/14日

ダイオキシン類は1回/年

その他は1回/週



### 結果の記録・保存

#### 【保存期間】

5年間の保存が必要

# 特定事業場の義務(排水基準遵守の義務)

pHが高すぎたり低すぎたりする場合、どのようなことが起こるのか？

東京都下水道局公式ホームページ



[都全体で探す](#)

下水道局  
Bureau of Sewerage



[下水道局トップ](#) > [事業者の皆さまへ](#) > [水質規制](#) > [透析医療機関の皆さまへ](#)

## 透析医療機関の皆さまへ

確認したい内容を選択してください。

本ページは、東京都23区内において透析医療機関に従事されている方に向けた内容です。

[透析医療機関の皆さまへ（お願い）](#) ↓

[下水排除基準を満たすために](#) ↓

[届出様式案内](#) ↓

[水質管理責任者の選定について](#) ↓

[お問い合わせ先](#) ↓

## 透析医療機関の皆さまへ（お願い）

透析装置の内部の洗浄には、酸性やアルカリ性の薬品が使用されています。その排水を下水道に排除する場合には、**水素イオン濃度（pH）**を下水排除基準である**5を超え9未満**の範囲内に収める必要がありますので、基準内となるよう中和処理等の排水の管理をお願いします。

この基準に適合しない排水を流した場合、排水の水質を改善するよう命令したり、公共下水道への排水を一時停止するよう命令したりすることがあります。

また、酸性排水が下水道に流されるとコンクリート製の下水道管が損傷する場合があります。

下水道施設に損傷が発生した場合、下水道法第18条に基づき、原因者に原状復旧費用を負担していただく場合があります。

### 透析排水と下水道管について



正常な下水道管



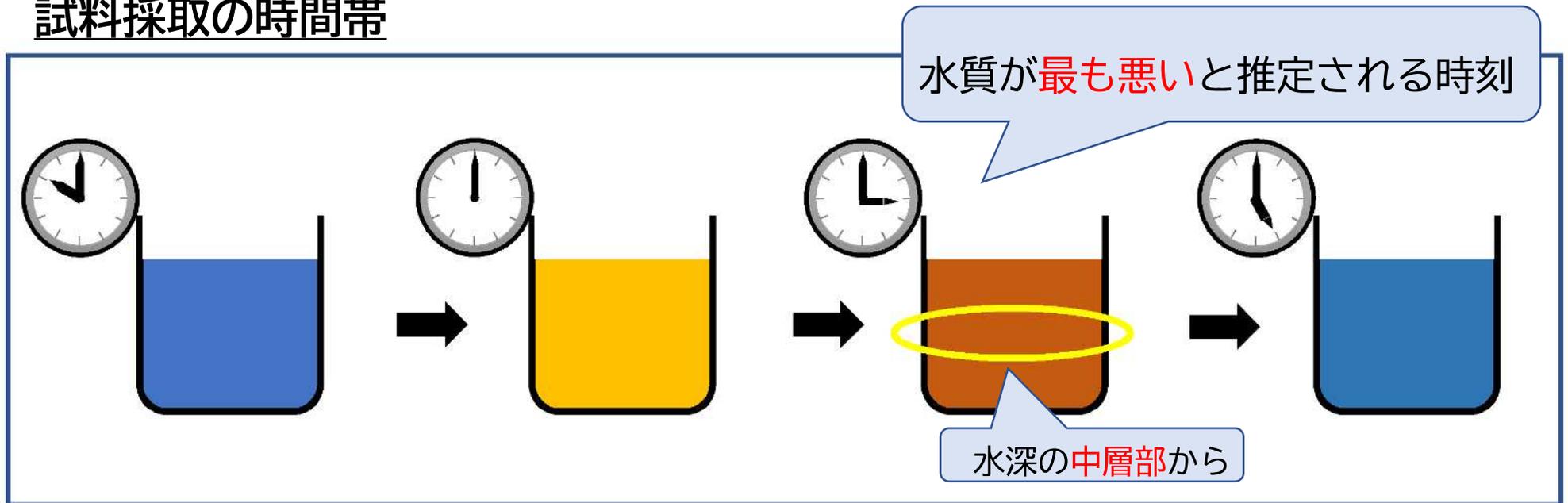
損傷した下水道管

酸性排水によってコンクリートが損傷し、内部の砂利や鉄筋がむき出しになっています。このような損傷が発生すると、下水への排水ができなくなるため医療行為に支障が生じるなど、日常生活に影響を及ぼす場合があります。

# 排水の水質管理（水質の測定）

水質測定の方法(採水方法等)

## 試料採取の時間帯

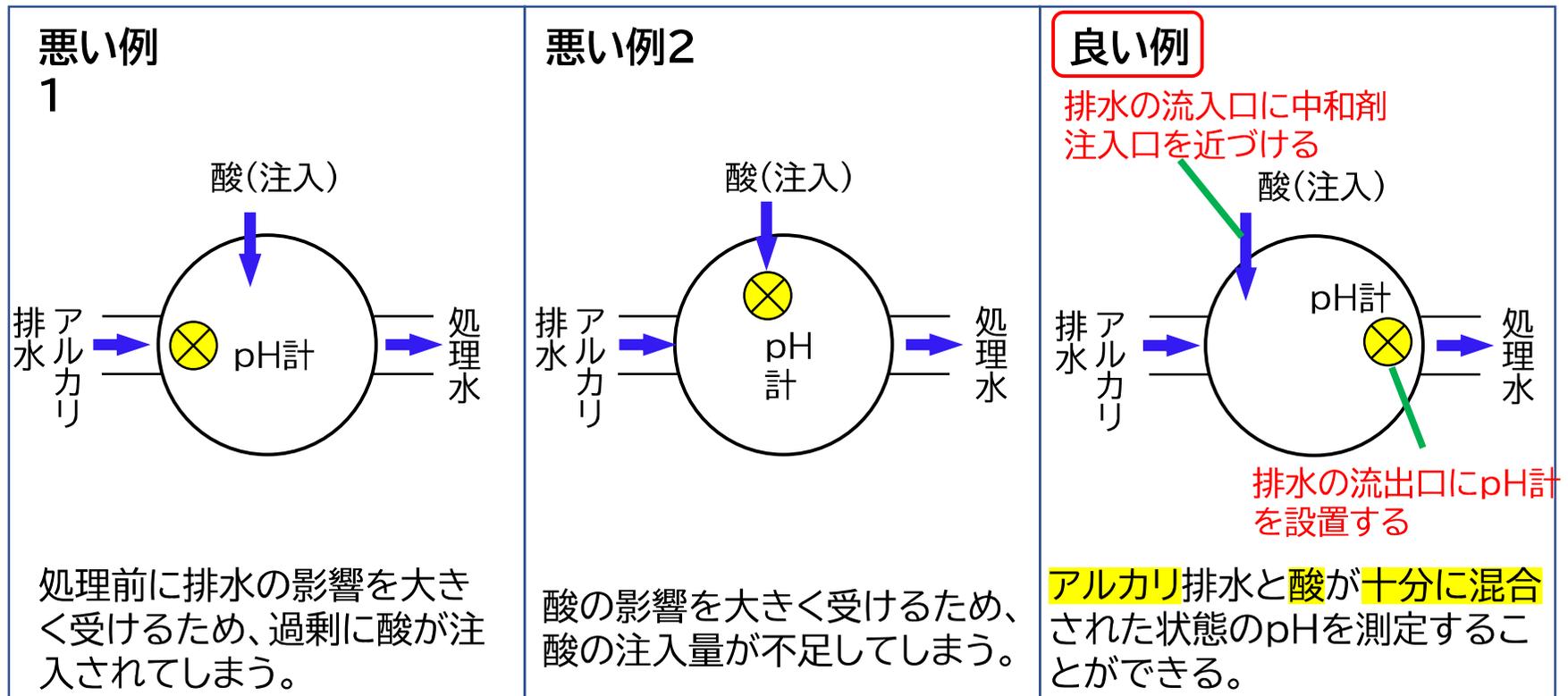


日常的に基準内にあるという目安になる

# 排水の水質管理(日常管理:pH計の設置位置について)

pH計は排水と薬品が十分に混合し、反応した後、**流出水**の水質が把握できる位置で、**点検・整備の容易な場所**に設置する

## 適切な位置はどこ？



同じ薬品と設備を使用しても、運用に差がでる

# 排水の水質管理（日常管理：簡易テストの注意点 pH）

pH試験紙や、任意の物質を測定できるパックテストは安価で簡便  
日常管理の目安として活用すると便利

## pH試験紙の注意点

- ・製品によって測定可能範囲が異なる
- ・色がついた排水は、色見本とずれが生じる
- ・測定後時間が経過すると色が変化する
- ・測定誤差がある（pH1～14の範囲が測定可能なタイプは±1程度）



# 排水の水質管理（日常管理：簡易テストの注意点）

## 使用方法のとおり検査を行うこと

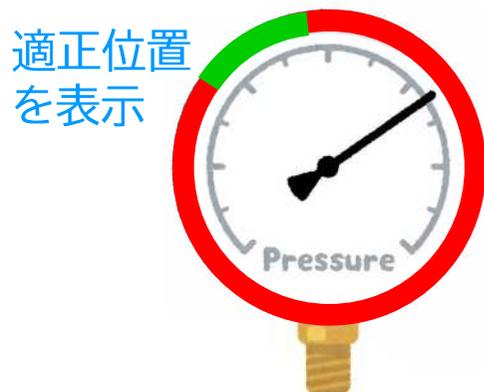
- ・反応時間を守る
- ・リン酸態リン等、付属の試薬を加えるテストがある
- ・色がついた排水は測定できない
- ・測定結果は管理の目安として使用する
- ・排水中に含まれる物質によっては、誤差が大きい、または測定できない場合がある
- ・COD:油や洗剤成分にはほとんど反応しない(=実際よりCODが低くなる)
- ・BOD:排水の種類や性状によって反応性が変化する。必ず公定法との相関性を確認して利用。



誤差や限界があるが、日常管理の中で補助的に使うには便利

# 排水の水質管理(日常管理:見える化の工夫)

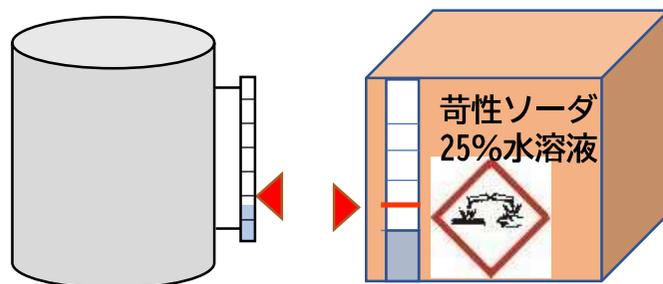
## 写真や絵の活用、表示法の工夫の例



曝気ポンベの圧力計にマーク



パックテストの色見本にマーク  
パックテスト実施場所に掲示



水位レベルでの追加購入を明示

薬剤タンクに水位計を設置する  
容器に水位の見える窓を開ける

現場での「見える化」が、日常管理の精度を高める！

# 排水の水質管理(日常チェックリストの例)

場所:放流槽

日付		10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
管理項目	社内基準値	頻度															
pH	6~8.5	-	7.2	6.5	6.9	7.1	8.2	7.8	8.1	8.8	7.2	7.5	5.8	8.2	7		
	校正	毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	校正標準液調整	週1回	○							○							
温度	上限35度	-	28	29	20	22	28	30	32	30	28	29	30	30	34		
ストレーナー掃除		毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
圧力計	xx psi	-															
外観	濁り・発泡・着色	毎日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
原因・対応										配管経路付着物流出→洗浄実施			原料ロット変更による。中和剤注入量調整				
担当			北九	北九	北九	北九	北九	北九	北九								
管理者	標準液調整時および基準超過対応時に押印		日明							日明			日明				

標準作業書： △~□ページ参照

水質の悪化兆候を早期発見  
事故発生時の原因究明に役立つ

水質管理を円滑に行うためのツール

# 違反事例1

業種

製造業

違反内容

- ・項目: **四塩化炭素**
- ・違反値: **0.055 mg/L** (基準値0.02 mg/L)
- ・措置: 警告

原因

四塩化炭素の入っていた空ビンを洗浄し洗浄排水を回収せず流した。(洗浄排水は廃液処理するルールだった)

対策

- ・教育の徹底
- ・管理体制の強化
- ・廃液処理マニュアルの改訂

廃液処理を適切に行うことを作業者へ周知する

# 違反事例2

業種

医療業

違反内容

- ・項目: pH
- ・違反値: 9.3 (基準値 5~9)
- ・措置: 厳重注意

原因

ボイラー排水(pH11程度)を排水枡に溜めた後、希釈してから排水  
排水枡の温度が45℃を超えると自動的に希釈するシステム  
温度センサーの経年劣化により、55℃に達するまで作動しない状態となっていた

対策

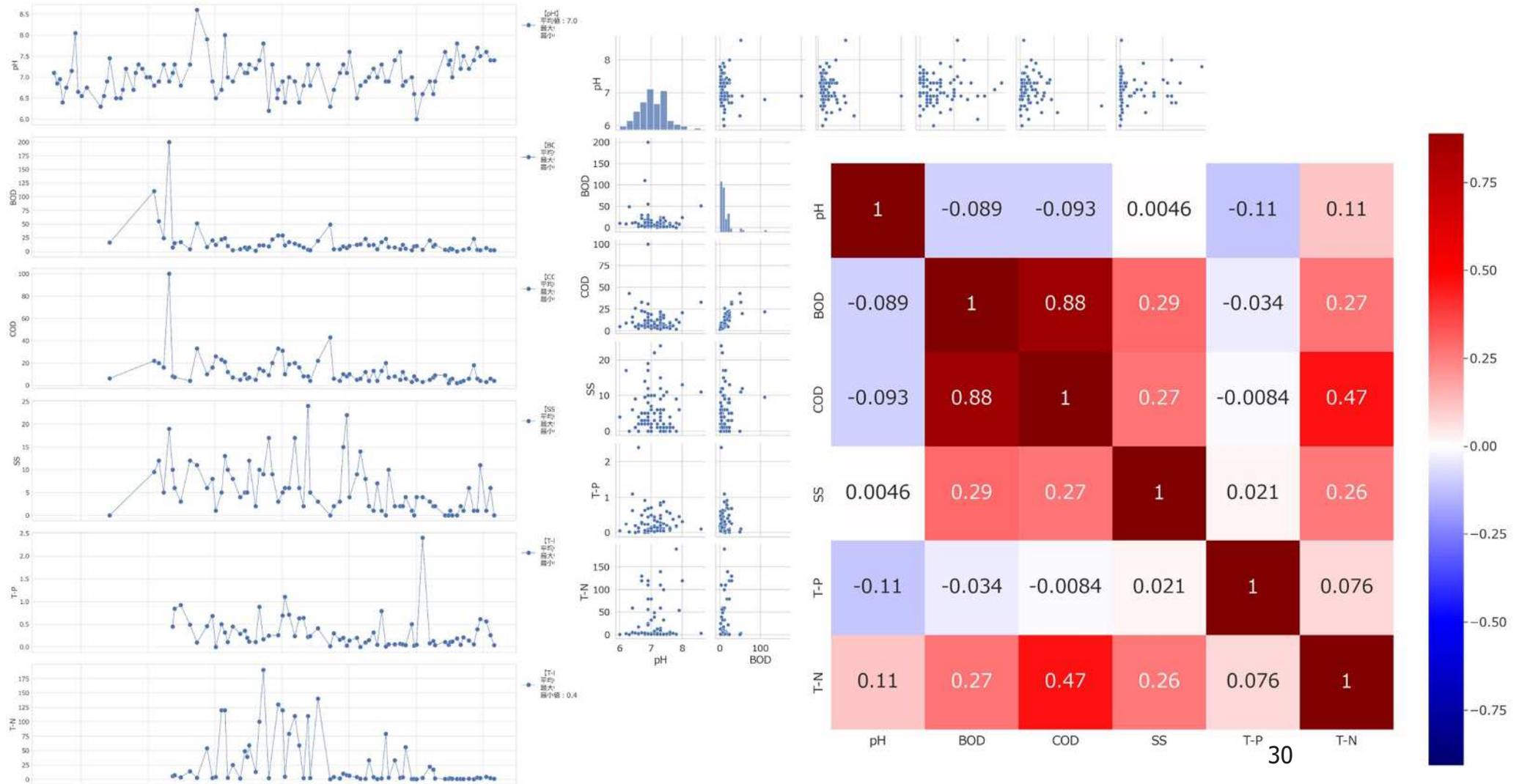
- ・温度センサーを更新し、設定温度を40℃に変更
- ・温度センサーに誤差がないか毎月確認することとした
- ・pHデジタル測定器を購入予定

- ・自動制御機器は、経年劣化によって本来の性能を発揮できなくなる可能性
- ・点検頻度の明文化とルーチン化が、異常の早期発見につながる可能性



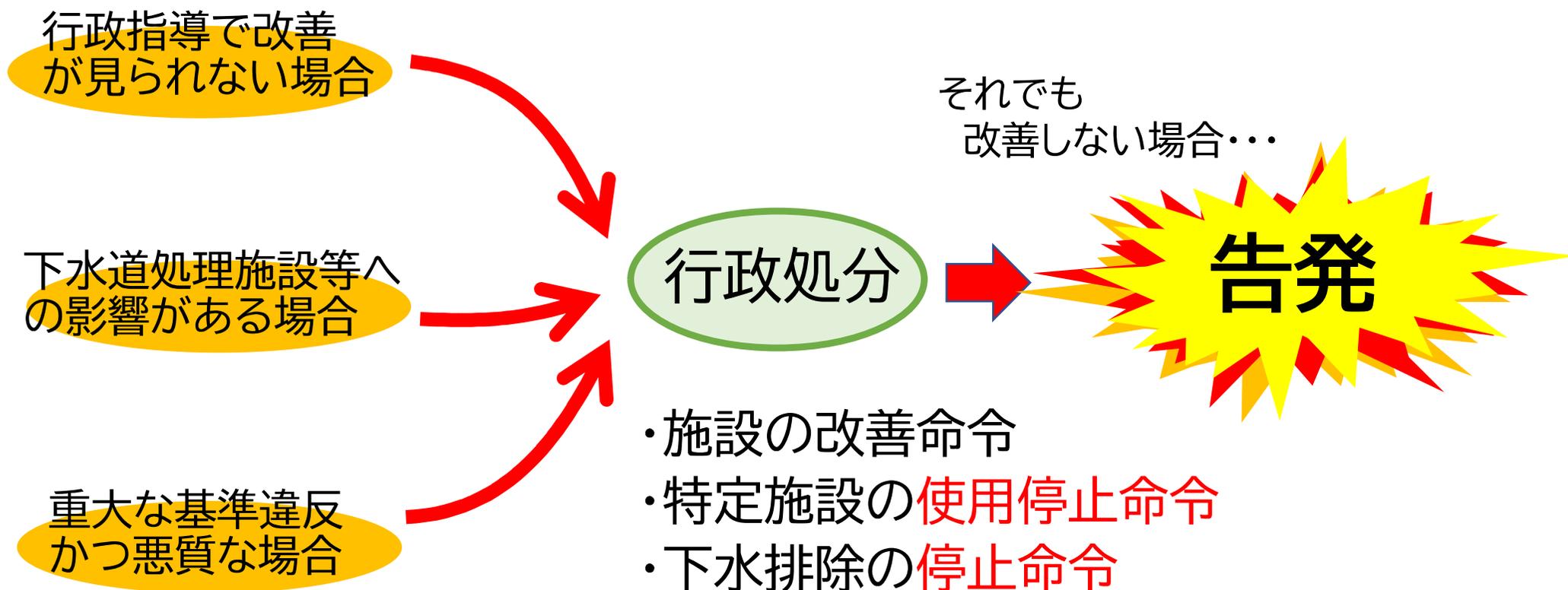
# 特定事業場の義務 (排除基準遵守の義務～行政指導～)

## 水質管理課が実施した検査結果の活用



# 特定事業場の義務(排除基準遵守の義務～行政処分～)

～基準違反時の流れ(行政処分等)～



# 特定事業場の義務(届出の義務)

## 届出の義務(法第12条の3,4,7,8)

届出様式は北九州市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s01400004.html>



様式第6  
様式第7

### 特定施設（設置・使用）届出書

令和 年 月 日

公共下水道管理者  
北九州市上下水道局長 様

申請者 住 街・電話番号 ( )  
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

下水道法第12条の3（第1項・第2項・第3項）の規定により、特定施設の（設置・使用）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙(1)のとおり	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙(2)のとおり	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙(3)のとおり		
△下水の量及び水質	別紙(4)のとおり		
△用水及び排水の系統	別紙(4)のとおり		

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。  
 2 ※印の欄には、記載しないこと。  
 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

北九州市上下水道局  
Kitakyushu City Water and Sewer Bureau

Google 検索 ヘルプ 文字 拡大 標準 本文を拡大する

トップページ > お客さまへ > 事業者の方へ > 上下水道局について > 意見・ご要望

現在位置: 上下水道局トップページ > 申請様式ダウンロード > 事業者の方へ > 下水道法における工場・事業場の水質規制について

下水道法における工場・事業場の水質規制について

申請様式ダウンロード

ページ番号: 000133125

下水道を利用するためには、守らなくてはならないルールや、必要な届出を提出する必要があります。工場・事業場に下記の特定施設や除害施設を設置する場合などは、事前にお問い合わせください。また、届出の内容や下水道に流す排水の水質に関することも、お気軽にお問い合わせください。

上下水道 お客さまセンター  
☎ 093-582-3031

（ページを下にスクロール）

届出について

特定事業場や除害施設を設置する事業場は、下記の届出を提出する必要があります。届出は郵送、持参、電子申請で提出できます。

特定施設に関する届出（各届出書はWordまたはExcelファイルでダウンロードできます。）

届出書の種類	届出を要する場合	届出の内容	届出の期限
特定施設設置届出書 (Word形式:114KB)	公共下水道を使用している中で、特定施設を新たに設置しようとする場合 (下水道法第12条の3第1項)	(1) 氏名又は名称、住所、法人にあっては、その代表者の氏名 (2) 工場又は事業場の名称、所在地 (3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用	設置又は変更の60日前まで 注1)
特定施設の構造等変更届出書 (Word形式:107KB)	届出者が特定施設の構造等届出内容の(4)-(7)を変更しようとする場合 (下水道法第12条の4)		
	公共下水道を使用している		

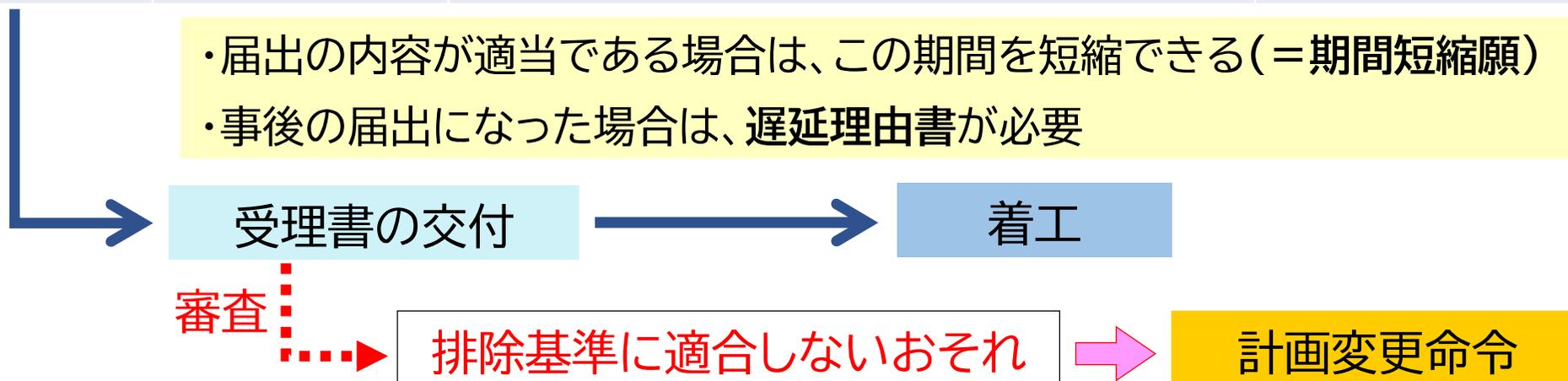
Word形式でダウンロード可

# 特定事業場の義務 (届出の種類と提出期限①) 事前の届出

※「工場・事業場排水の手引き」p.4～5参照

届出の種類	提出期限	届出を必要とする場合	根拠法令
特定施設 設置届出	設置(着工)の <b>60日前</b> まで	特定施設を新たに 設置しようとする場合	法第12条の3 第1項
特定施設の 構造等変更 届出	変更(着工)の <b>60日前</b> まで	既に届出をした届出内容を 変更しようとする場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設の構造</li> <li>・特定施設の使用の方法</li> <li>・特定施設から排出される汚水の処理の方法</li> <li>・下水の量、水質、用水、排水の系統</li> </ul>	法第12条の4

- ・届出の内容が適当である場合は、この期間を短縮できる(=期間短縮願)
- ・事後の届出になった場合は、遅延理由書が必要



※ 手続きの流れは「工場・事業場排水の手引き」p.6参照

# 特定事業場の義務(届出の種類と提出期限②) 事後の届出

※「工場・事業場排水の手引き」p.4～5参照

届出の種類	提出期限	届出を必要とする場合	根拠法令
特定施設 使用廃止届出	廃止した日から 30日以内	特定施設の <b>使用を廃止</b> した場合	法第12条の7
氏名変更等届出	変更した日から 30日以内	法人の名称、住所、代表者氏名、事業場名や住所等を <b>変更</b> したとき	法第12条の7
承継届出	承継した日から 30日以内	特定施設を承継(譲り受け又は借り受けた)したとき	法第12条の8

**電子申請可能**です！

特定施設を新設・変更・更新する際は、

当課にご相談ください！

(TEL 582-2570)



# 特定事業場の義務(事故時の措置)

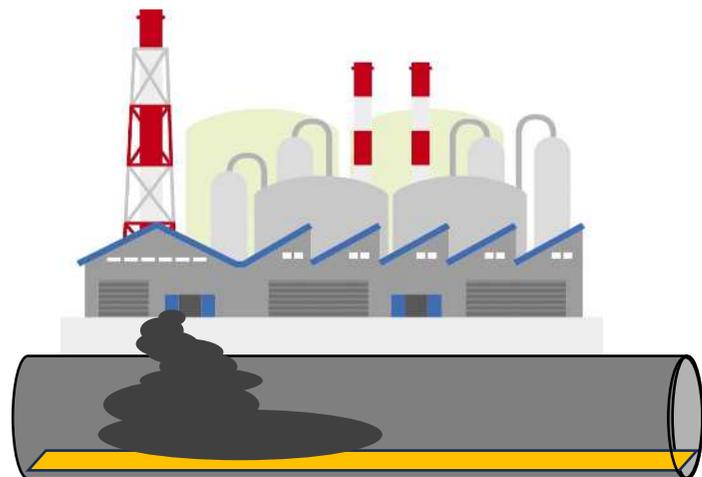
## 事故時の措置(法第12条の9)

特定事業場から

**有害物質**や**油**が下水道に流入する事故が発生したときには、

事故の状況や講じた措置の概要を、

**下水道管理者**に**届出**しなければならない。



事故に限らず、何か想定外のものが下水道に流入した際は、**直ちに応急措置**を行い、**できるだけ早急に**当課に連絡してください！

処理場での早期対応が可能になります。



# 特定事業場の義務 (事故時の措置～届出対象物質～)

※「工場・事業場排水の手引き」p.11参照

## 水質事故に係る届出義務対象物質一覧

No.	物質名	No.	物質名	No.	物質名
1	カドミウム	13	1,2-ジクロロエタン	25	ふっ素
2	シアン	14	1,1-ジクロロエチレン	26	アンモニア/亜硝酸/硝酸
3	有機リン	15	cis-1,2-ジクロロエチレン	27	塩化ビニルモノマー
4	鉛	16	1,1,1-トリクロロエタン	28	1,4-ジオキサン
5	六価クロム	17	1,1,2-トリクロロエタン	29	ダイオキシン
6	ヒ素	18	1,3-ジクロロプロペン	30	原油
7	水銀	19	チウラム	31	重油
8	PCB	20	シマジン	32	潤滑油
9	トリクロロエチレン	21	チオベンカルブ	33	軽油
10	テトラクロロエチレン	22	ベンゼン	34	灯油
11	ジクロロメタン	23	セレン	35	揮発油
12	四塩化炭素	24	ほう素	36	動植物油

これ以外の物質であっても、  
下水道に関連する事故が  
起こった場合は、まずは  
連絡ください



### 水質事故ではないが、報告いただいた例

- ◆タンクの老朽化により、入っていた汚泥が雨水側溝から雨水管に流入した(H29)
- ◆下水の原水ピットが破損し操業停止した(H30)

# 特定事業場の義務(事故時の措置～事故時の速報連絡先～)

※「工場・事業場排水の手引き」p.11参照

## 事故時の速報連絡先

時間帯	連絡先	電話番号
平日（８：３０～１７：１５）	水質管理課	５８２－２５７０
夜間（１７：１５～８：３０） 土、日、祝祭日	新町浄化センター	３８１－８５０２
	日明浄化センター	５８１－５６６１
	曾根浄化センター	４７３－５８２２
	北湊浄化センター	７５１－１００３
	皇后崎浄化センター	６３１－４６３５

自社がどの浄化センターの処理区か判別がつかない場合は、当課までお尋ねください。

# 特定事業場の義務 (事故時の措置～事故届出様式～)

事故時の措置の届出様式



北九州市のホームページに様式を掲載

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s01400011.html>

様式第 6-1-6号

水質事故等調査兼報告書 [その3 : 有害物質等流入事故・事故届出書 (事業者用)]

令和 年 月 日

下水道法第12条の9の規定により、事故の状況及び事故に対して講じた措置について届出します。

事業場名	事業場区分 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 非特定		
代表者氏名			
所在地	北九州市 区		
担当者	所属氏名	資格	
	TEL	FAX	
発生日時	令和 年 月 日 :		
発見方法			
発生場所			
原因			
事故状況	物質名及び流出量	(流出場所の区分に応じて、濃度、量を物質毎に記す)	
	応急措置の内容		
連絡先	<input type="checkbox"/> 警察 ( ) <input type="checkbox"/> 消防 ( )		
	<input type="checkbox"/> 環境部局 ( ) <input type="checkbox"/> 河川管理者 ( )		
問合せ先	所属氏名	TEL	FAX
備考			

北九州市上下水道局  
Kitakyushu City Water and Sewer Bureau

本文へ | サイトマップ | 北九州市トップページ

Google 検索 ヘルプ 文字 拡大 標準 本文を読み上げる

トップページ > お客さまへ > 事業者の方へ > 上下水道局について > ご意見・ご要望

現在位置: 上下水道局トップページ > 上下水道局について > 事業概要 > 下水道事業 > 下水道の水質管理 > 工場・事業場の規制 > 水質事故が起こったときは連絡してください

水質事故が起こったときは連絡してください

ページ番号: 000133132

下水道法では、特定事業場での事故等により、有害物質や油が下水道に流入する事故が発生したときには、事故の状況や講じた措置の概要を下水道管理者に届出しなければならない、と規定されています。(事故時の措置: 下水道法第12条の9)

事故に限らず、何か想定外の下水道に流入してしまった際は、直ちに応急処置を行い、できるだけ早急に下記に連絡してください。

時間帯	連絡先	電話番号
平日 (8時30分から17時15分)	水質管理課	093-582-2570
	新町浄化センター	093-381-8502
	日明浄化センター	093-581-5661
夜間 (17時15分から8時30分) 土曜日、日曜日、祝祭日	管根浄化センター	093-473-5822
	北浜浄化センター	093-751-1003
	皇后崎浄化センター	093-631-4635

報告様式

[水質事故等調査兼報告書 \(PDF形式: 118KB\)](#)

下水道の水質管理

- 浄化センターの水質
- 工場・事業場の規制

上下水道お客さまセンター

093-582-3031

(月曜から土曜日 8時30分から19時)  
水道利用開始・中止や名称変更、各種ご案内

各種連絡先のご案内

水まわりのトラブルなど、各地設へのお問い合わせ

よくあるご質問

お客さまから寄せられる代表的なご質問を集めました

※「工場・事業場排水の手引き」p.13参照



報告様式の  
「水質事故等調査兼報告書」  
からダウンロード

報告書作成の前に、まずは電話での第一報をお願いいたします

# 目次

---

- 1 下水道法の概要
- 2 下水排除基準について
- 3 特定事業場の義務
- 4 立入検査について
- 5 主な罰則

# 立入検査について

## ●立入検査(法第13条)

公共下水道管理者は、**公共下水道の機能及び構造を保全し、**  
**又は下水処理場からの放流水の水質を適正に保つため**に必要な限度において  
事業場に立入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件を検査できる

本市では、随時立入検査を行い特定施設、除害施設の稼働状況や、  
排水の状況等全般的な検査を行っています。



### 【立入検査で確認すること】

→ **関係書類の確認**および**現場確認**

(例)

- ・届出内容:変更の有無など
- ・排水の状況:水質測定結果など
- ・操業状況:排水量、使用薬品など
- ・水処理施設:運転・維持管理状況など

ご協力お願いします。



# 目次

---

- 1 下水道法の概要
- 2 下水排除基準について
- 3 特定事業場の義務
- 4 立入検査について
- 5 主な罰則

# 主な罰則 (主な罰則一覧)

対 象		根拠法令	罰 則
下水道施設を損壊し、機能に障害を与えた者		法第44条	懲役5年以下又は罰金100万円以下
下水道管理者の命令に違反した者	両罰	法第45条	懲役1年以下又は罰金100万円以下
①水質基準違反した者 ②水質事故時の応急措置命令違反(直罰規定)	両罰	法第46条	懲役6月以下又は罰金50万円以下 禁錮3月以下又は罰金20万円以下(①の過失の場合)
特定施設の設置、構造等変更届出違反した者	両罰	法第47条の2	懲役3月以下又は罰金20万円以下
使用開始等届出、水質測定、立入検査、報告の徴収に係る違反した者	両罰	法第49条	罰金20万円以下
土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者	両罰	法第47条	懲役6月以下又は罰金50万円以下

※両罰規定 = 法人、行為者の両方に適用されます。

その他、氏名変更等届出などの必要な届出を行わない者は「過料」の対象となるものがあります。

# 主な罰則 (解説～第44条、第45条～)

## 法第44条

下水道施設を損壊し、機能に障害を与えた者

➡ 懲役5年以下又は罰金100万円以下(両罰規定無し)

物理的に施設を破損させたり、管渠を土石等で詰まらせる等により、下水の排除を妨害する行為がこれに当たる。両罰規定とは、行為者だけでなく事業主体(法人他)も処罰の対象となること。

## 法第45条

下水道管理者の命令に違反した者

➡ 懲役1年以下又は罰金100万円以下

両罰

特定施設の届出に対する計画変更命令や水質基準違反に対する改善命令及び特定の行為や工事の中止命令等に違反することがこれに当たる。

# 主な罰則 (解説～第46条、第47条の2～)

## 法第46条

- ①水質基準違反した者(直罰規定)
- ②水質事故時の応急措置命令違反

両罰

➡ 懲役6月以下又は罰金50万円以下  
禁錮3月以下又は罰金20万円以下(①の過失の場合)

水質基準違反自体に係る罰則。

行政庁の命令を待つことなく直ちに処罰の対象(直罰規定)可能。

水質事故時の応急措置命令違反についても同様の罰則。

“過失”とは客観的に求められる注意を払わないことであり、基準違反という結果発生を認識できていたかが問題となる。

## 法第47条の2

特定施設の設置、構造等変更届出違反した者

両罰

➡ 懲役3月以下又は罰金20万円以下

特定施設設置届、又は構造等変更届をしない者、又は虚偽の届出を行った者が対象となる。なお、虚偽には消極的に事実を隠蔽することも含まれる。

# 主な罰則 (解説～第49条、第47条～)

## 法第49条

使用開始等届出、水質測定、立入検査、報告の徴収に係る違反した者

両罰

➡ 罰金20万円以下

使用開始等届出、その他特定施設に係る届出や必要な水質測定の結果の記録を行わなかった場合、虚偽の記録をした場合、また、立入検査を拒み、妨げ、忌避した場合、水質結果の報告等を行わない場合がこれにあたる。

## 法第47条

土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

両罰

➡ 懲役6月以下又は罰金50万円以下

土地の立入り又は一時利用を拒み、又は妨げた場合がこれにあたる。

その他、氏名変更届出などの必要な届出を行わない者は「過料」の対象となるものがあります。

# 最後に

---

- ・公共用水域の水質の保全のため、特定事業場の義務等、法令遵守をお願いします。
- ・不明点等あれば気軽に当課にご相談ください。

ご清聴ありがとうございました

